

公民教育における天皇について

— 主として憲法学習の視点より —

社会科教育研究室 細川 哲

The Tenno (Emperor) in the Civic Education —
From Mainly the Viewpoint of Constitution Study —

Satoshi Hosokawa

(一) はじめに

戦後、天皇について、教育の現場で直接取扱われるのは、主として社会科であり、社会科の中でも、歴史的分野と公民的分野においてである。しかも、天皇の問題が歴史的事実としてにとどまらず、国家的制度、国家的機関、国家体制として理解の対象とされ、従ってその意味では、国家的社会的制度的立場からの評価、批判の対象ともなされうるものとして取扱かれるのは、主として社会科の中の公民的（政・経・社的）分野においてである。

戦前、我が国は天皇が統治権の総攬者として、内閣はこれの補弼機関であり、議会はこれの協賛機関であり、裁判は「天皇の名において」行われるというが如き、天皇至上天皇制絶対の国家体制を取り、教育においても、この天皇中心主義、天皇制絶対主義、尊皇愛国主義の教育観が行われていたのであり、戦前の公民教育は、この天皇制絶対主義の中心的教育として、いわゆる「おおみたから教育」「皇民教育」であったのであり、天皇に対する随順の道徳が打ち出され、皇国教学思想の下に「臣民の道」を教示するのがその根本目標であり、「民くさ」としての皇国の道への帰一、聖業翼讚の道を教えるのが、その根本精神と考えられたのである。^(※1)

しかもこの戦前の天皇制絶対主義の教育観は、我が国が満洲事変から支那事変、太平洋戦争と、戦争を拡大するにつれて、国家主義的圧迫の下にますます徹底して行われるところとなり、国家の文教政策も軍国主義、全体主義、極端な国家主義の傾向を強化し、学校教育も戦争目的完遂の為に動員せられ、わけでも、「戦前の公民教育」は国民思想統制の一翼をになうものとして皇道主義による皇国民錬成の皇道教育の形をとって行われたのであり、そこにおける天皇は、まさに「神聖、絶対不可侵」の存在として一片の批判、評価をも許し得ないものであり、これは国家の強固な教育統制の下に完璧な形において実施せられたのであった。

しかるに戦後、我が国の教育は、その民主化が強力に要請されるところとなり、戦後制定せられた「教育基本法」も、新憲法の影響を受けて「民主的で文化的な国家の建設は根本において教育の

注（※1）戦前の公民教育がすべてそのようであったのではなく、当初のものは本来の意味の公民教育の性格を持っていたものとするが、特に昭和10年頃以降の公民教育は、いわゆる「皇民教育」の性格を強くしていたものと思われる。

力にまつべきものである」と宣言し、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成と、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」として普遍的原理に立つ民主教育により真に民主的文化的国家の建設を指向し、戦前の教育内容から軍国主義、全体主義、超国家主義的思想を払拭して、新しい教育理念の下に、戦後の教育は再編成、再構成せられることになった。

更に、新憲法も「学問の自由」「思想良心の自由」「言論等一切の表現の自由」「教育を受ける権利」を天賦不可侵の基本的な人権として強固に保障し、一方天皇は「主権の存する国民の総意」がその地位を認める「国民主権主義の下における天皇制」として規定せられ、戦前の天皇至上、天皇制絶対主義の教育観は全く否定せられて、天皇に対する理解と共に、これが国家的社会的制度的批判、評価のなされるものとして、教育の場に登上して来たものである。

かかる戦前、戦後を通じての「教育における天皇」の取扱いの極端な相違は、新憲法上「天皇の地位」の規定が抽象的にして、明確な理解が困難な上に、新憲法制定の経過を如何に評価するか、戦後天皇の戦争責任とも関連して、天皇制存置の背景が、どのようなものであったか、日本史における天皇の本質はいかなるものであるか、終戦における「国体の護持」と天皇制との関係等々の各種の要素が、戦後の社会的価値観の急激な変動ともからみあって、戦後教育における、特に社会科公民的分野における「天皇の取扱い」をますます困難にしているものと思われる。

この天皇の教育上の取扱いについての「困難性」は、戦後の公民教育において、私の見聞する範囲においても、教師によっては、これを取扱わない者すら有る。しかし、天皇は、新憲法の首章（第一章）に明記せられた「国家の象徴」であり、憲法学習が国民共通の法的理解の基礎として、公民教育の重要な地位を占める以上、いかにその取扱いが困難であるにしても、教育上、これを避けて通ることは許されないことである。

しかも、教育が公教育として、特に小中学校の義務教育において、普遍性と客観性を持って行われる場合「天皇の取扱い」についての間違いや偏向は可能な限り排除せられなければならない。

しかるに、この「天皇の取扱い」についての間違いは案外、多くあるのではないかと危惧するものである。それは各教師の価値観、イデオロギーとも関連して、各学校、各教師により、かなり相違した。——中には全く異った——取扱いがなされているものと考ええる。

勿論、現行の学習指導要領では、天皇についての規定は見られるのである。すなわち、学習指導要領によれば、中学校社会科公民的分野（政・経・社的分野）では、「天皇の地位」については、「(2)民主政治の組織と運営」の「日本国憲法と民主政治」で学習させることになっている。この「日本国憲法と民主政治」の項目については、「……日本国憲法は、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権、三権分立、代議制、議院内閣制などの基本的な原則に基いていることを認識させ、あわせて、天皇の憲法上の地位について理解させる。」（傍点筆者）と示されている。また、「天皇の憲法上の地位」については、文部省の「社会指導書」に次のように述べられている。⁽³²⁾ すなわち「天皇の憲法上の地位については、国民主権の原則と関連させて、『天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く』（憲法第一条）ことの趣旨を、正しく理解させる必要がある。この際、歴史的分野の学習を基礎とするのも一つの方法であるが、日本国憲法においては、象徴である天皇の地位は、主権の存する日本国民の総意に基くものであることを理解させることが必要である。」（傍点筆者）と述べられているが、この

注(※2) 文部省「中学校社会指導書」実教出版1963 P168参照

「学習指導要領」および文部省の「社会指導書」の天皇に関する事項については、多くの問題を含んでいると考える。又改訂学習指導要領では、「日本国憲法の基本的原則」（傍点筆者）の項の中で、「日本国および日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。」とあるが、これ又問題のあるところである。更に小学校の改訂学習指導要領では、「公民的資質の基礎を養う。」ことを社会科の基本目標とし、天皇については、国の政治のはたらしに関する学習において、「日本国および日本国民統合の象徴としての天皇の地位」について指導するとともに、「憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的事項を取り上げて指導し、歴史に関する学習との関連を図りながら天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにする。」（傍点筆者）としているが^(※3) これも、中学校の場合と同様に、問題を含んでいると考える。

以上の如く、小中学校の学習指導要領社会科編の天皇に関する記述にも多くの問題があり、「天皇の社会科（公民的分野）における取扱い」を困難にしているのであるが、このことは、教育基本法が、その前文で、「ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」（傍点筆者）と規定しておきながら、戦前の日本教育の基本であり、戦後は日本国憲法の冒頭に明記してある「天皇」について、全くふれていないこととあいまって、天皇の教育における取扱いが、さまざまに解釈せられ、その取扱いを一層困難にしている。

以上「天皇の取扱い」についての困難性は、憲法、教育基本法、学習指導要領の記述そのものにも帰因するのであるが、同時に、日本古来の天皇制の本質、終戦に当たっての天皇制存置の背景、一般の国民感情、児童生徒の社会認識、教師の価値観、イデオロギー等々の要素が複雑に関連して多くの問題を内包しているのであるが、これらの問題のうち、戦後社会科の公民教育という観点から、二、三の点について若干の考察を加えてみたい。

（二） 天皇の取扱いについての憲法上の視点

小・中学校の社会科公民的分野の学習においては、憲法学習が、その重要な地位を占めるのは、教育基本法の前文で「ここに、日本憲法の精神に則り、教育の目的を明示して」と規定しているのを基盤とし、日本憲法は我が国の最高法規、根本法規として、国民の共通の法的社会的理解の基礎であり、社会科の基本目標である「公民的資質の基礎の養成」も憲法の明示する国民主権主義の下における公民としての素地の育成と理解する限り、又当然といわなければならない。

かくして憲法学習は、社会科公民的分野の学習の中核をなすものであると一言で過言ではないのであり、「天皇の取扱い」も日本憲法との関係でとらえるのが一つの大きな視点となる。

一方、小・中学校学習指導要領社会科編は「天皇の取扱い方」について、その基準を示しているのであるが、その規定の仕方には、小・中学校いずれの場合にも問題の有るところである。すなわち、小・中学校で多少、児童生徒の発達段階による相違があるにしても、小・中学校とも「天皇の地位の理解」と「天皇の国事行為の理解」が要求せられているが^(※4) はたして「天皇の地位ならびに天皇の国事行為」について、児童生徒に正確に理解させることが可能であろうか、小学校におい

注（※3）文部省「初等教育資料」7月号臨時増刊東洋館出版1968 P234参照

注（※4）小学校においては「天皇の地位の理解」は明確に規定していないが、「天皇についての理解」は「天皇の地位について」の理解も必要と考えられるし、「国事行為を取り上げて」の天皇の指導は、そこに当然「天皇の地位について」の指導を含むと考える。

ては「天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的事項を取り上げて」としているが、天皇の国事行為は児童に理解しやすいものであるか。又「天皇について理解と敬愛の念を深めるようにする」とあるが、この「天皇について」は、「天皇制」のことなのか、「天皇個人」をさしているのか、「天皇個人」をさすとすれば「天皇の地位や天皇の国事行為」についての理解が「天皇個人」ではなく「天皇制」として、その地位や、国事行為が理解の対象とされるのに、更に余分の理解が要求されることになるが、このように「天皇制」としての天皇の理解にとどまらず、「天皇個人」についての理解までも要求されるのは、その理解の可能性とも関連して問題は有りはしないか、又「天皇について敬愛の念を深めるようにする」とあるが、「天皇制」についての敬愛と云うことは一般的には考えられず、その対象は「天皇個人」ということになるが、この「敬愛の念」は何によって深められるのか、又現在の社会科においてそのような指導が可能であるか、充分理解の上に立たない「敬愛の念」は極めて不安定な情緒的なものではなからうか。指導を誤れば、社会科がますます社会科学から遠ざかりはすまいか、更にこのことと、小学校学習指導要領社会科編第6学年の目標の「……わが国の歴史と伝統に対する理解と愛情や、国民的心情の育成を図る。」ということと如何に関連させるのか、その関連のさせ方によっては、非科学的反民主的指導におちいる危険性があるのではないかなど等の問題があるが、これらの問題について、検討を加えてみたい。

(1) 「天皇の地位」を理解させることについて まず「天皇の地位」を児童生徒に理解させることは、極めて困難であることを指摘しなければならない。

「天皇の地位」については、「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く」（憲法第1条）ことの趣旨を正しく理解させることが必要であるが、これは中学校段階生徒にも極めて困難なことである。ただ小学校段階では「天皇の地位が主権の存する国民の総意に基く」ことまでの理解は要求されないが、「天皇が日本国ならびに日本国民総合の象徴である。」ことの理解は要求されている。

ここで問題となるのは、まず「象徴」(Symbol)とは如何なるものか、「日本国の象徴」(Symbol of State)と「日本国民総合の象徴」(Symbol of the unity of the people)とどう違うのか、「主権」(Sovereign Power)の存在する「日本国民の総意に基く」とは如何なる意味か、更に日本国憲法の第1条に「天皇の地位」が規定されているのは如何なる意味か等のことが、検討されなければならない。

「象徴」の意味については、これをシンボルといいかえても、その意味は分らないのであり、教科書^(※5)によっては「しるし」として、「天皇は、日本国や国民のまとまりのしるしときめられています。」と書かれているが、「天皇が日本のしるし」とは如何なることなのか、さらに1947年に発行された文部省の「新しい憲法のはなし」には、象徴を「きしょうだ」と説明されているが、象徴天皇が「日本のきしょうだ」とは如何なる意味なのか、たしかに「象徴」とは「帽子のきしょうのようなもの」というのが、児童生徒には理解しやすいであろうが、それを天皇の「日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴」にそのままあてはめても、全体として、その意味が明確にならないのである。「天皇が日本国のしるしであり、日本国民統合のしるし」であり、又「日本国のきしょう」

注(※5) 海後宗臣編(文部省検定教科書)新訂「新しい社会」6年上、東京書籍P34参照

であると説明しても、充分その意味を理解することは出来ないであろう。更にその意味を「天皇を見ることによって、日本国の姿が分り、日本国民統合の姿が見られるのである」と説明しても、天皇の地位を、どれだけ理解したことになるであろうか。

一般に象徴 (Symbol) の概念は、代表 (Representation) の概念と区別され、代表は主体自身の内容を内在的にあらず同質的なもの相互間の関係であるのに対して、象徴は実在的他者との関係において超越的にそのものをあらず異質的なもの相互間の関係であるといわれる。^(※6) 公法政治学会においても、象徴の概念は、同じように規定され、その社会的政治的機能は、国家政治の統合 (Integration) , すなわち国家構造における異質的分子 (die disparten Elemente) を統一にまで鎔接 (Zusammenschweissen) するところにあると考えられている。^(※7) 従って憲法の趣旨は天皇を、そのような意味において国民とは異質的な存在として、国家の民主政の統治組織の外におき、それに象徴としての、統合機能とを賦興しようというのであり、更に天皇が象徴であることは、わが国の歴史的感情的倫理的要求としての社会的事実であるが、憲法の「天皇の地位」は単にかような事実を表示するにとどまらず、社会的法的観念として「象徴とみなさるべきである」との規範的要求を含んでいるものと解しなければその意味を失うのではなかろうか。

かくして天皇の象徴性については、象徴の意味と、象徴の社会的政治的機能と、その規範的要求を理解しなければ、正しい理解は不可能ではなかろうか、しかるに、このことは中学校段階の生徒にも極めて困難なことである。まして小学校の児童には不可能に近い。このことは「天皇の地位」についての取扱いを困難にしている原因の一つであるが、一般に「象徴」という概念は不明確であって理解しがたい言葉というべきである。この点については、憲法調査会報告書の中にも、その様な指摘が見られるのであり、およそ憲法上の「天皇の地位」を表わす言葉として「象徴」というのは適切でないとの意見がある。^(※8) それは、①象徴という言葉は、君主または大統領を現わすものとして憲法上に前例のない言葉であること。②象徴という言葉は、日本的でない外国流の言葉であり、日本の特殊な天皇の地位を表わすに不適當な言葉であること、③「象徴」ということばは、心理的、精神的、歴史的な性格を表わすことばであって、天皇の国法上の地位を表わすことばとしては科学的でなく、また不明確なことばであること。④「象徴」という観念は象徴されるものと象徴するものとが別箇の存在であることを意味するが、日本の歴史と伝統においては天皇と国民とは一体であるのであるから「象徴」と定めることは、この一体感を害することになること、等をその理由として上げ、「象徴」という言葉の代りに次の様に規定すべきであるとの意見が見られる。

すなわち、「天皇は外国に対して日本国を代表する」とすべきであるとするもの、天皇は「天皇」の文字のみで表わし、その地位および権能を明らかにすべきであるとし、国家機関としての天皇の地位については、「天皇は日本国の首位にあつて、日本国を代表する」と規定すべきであるとする意見、これは同時に、人としての天皇の地位については、日本国の基本的性格として、「日本国は、天皇を国民統合の中心とする民主主義の国家である」と規定すべきであるとするもの、「日本国民統合の象徴」とあるのを「日本国民統合の中心」と改め、かつ「天皇は外国に対して、日本国を代国を代表する。」と規定すべきであるとするもの、「日本国民統合の象

注(※6) 法学協会：註解日本国憲法，有斐閣，1951，P48参照，なお一般的には、象徴が具体的なものとして有する何らかの様相を媒介として、象徴されるものが抽象的なものとして有する何らかの性格を表現するといわれる。

(※7) 法学協：前掲書會，P49及び Graf zu Dohna, Die staatlichen Symbole und der Schutz der Republik (Anschütz und Thomd, Handbuch des Deutschen Staatsrechts, Bd. I. S. 200ff.)

注(※8) 日本評論社，法律時報8月号，1964第36巻第9号通巻第419号P150参照

徴」は存置するが、「日本国の象徴」は削除し「天皇は対外的に日本国を代表する」という規定を設けるべきであるとする意見、この意見は「象徴」の文字をすべて削除するものではなく、「国民統合の象徴」たる面は存置すべきであるとするものである。ただ「日本国の象徴」については、この表現は対外的に元首たることを意味すると解することができるが、なおそのことに疑義なからしめ、かつ日本国が君主国であることを明らかにするために、それに代えて、上記のような規定を設けるべきであるとするものである。勿論「天皇の象徴性」「象徴天皇制」を最も妥当とする見解もあるが、その中で次の意見は問題のあるところとして注目されなければならない。すなわち「天皇の存在は、憲法以前のことであって、天皇の存在は制度ではない。『象徴』という表現は、無限大に近い広さと深さをもつ表現であって、あえて手をつける必要はない。西洋流の解釈や法律学的観点から『象徴』の文字を論議するならば種々の論議もありえようが、今日の国民的確信の上に立ち、また東洋流の『無』にまた『空』ともいうべき無限大に大きく包括的な日本の天皇の性格に思いをいたすならば、『象徴』の文字は比較的無難な文字である。すなわち『象徴』という文字の内容を日本流に創造・充実して行くべきである」としているが、この見解は「象徴という概念が必要以上に拡大解釈される危険性を、はらむものであり、特に「『象徴』という表現が、無限大に近い広さと深さをもつ表現であり、『象徴』という文字の内容を日本流に創造・充実して行くべきである」とする点は、天皇の象徴機能を極端に拡大させ、天皇元首化論、天皇権力強化論となり、明治憲法時代の天皇と変らない地位と権能を賦與する根拠ともなるので、充分警戒しなければならないところである。

かくの如く、「天皇の象徴性」について、各種の解釈や見解のあるのは、「象徴」という概念ないし言葉が不明確である為であり、「象徴」ということを単に辞書的に「抽象的無形の概念を具體的有形のものでいい表わしたもの」と説明し、それを天皇の地位に適用して、その地位を解説したところで、「天皇の地位」については、児童生徒には、ほとんど理解することは困難である。

更に、児童生徒の理解の対象である「日本国の象徴」と「日本国統合の象徴」とについては、これを同じ意味と説明する者があるが、前者は主として対外的に日本の存在を認識せしめる機能を持ち、後者は対内的に国民統合の姿を各人に意識せしめ国家的団結の契機となる機能をもつと解すべきである。かくして「天皇の地位」については「日本国の象徴」として又「日本国民統合の象徴」としての二面を持つことになるが、どちらも児童生徒には、その理解は困難であろう。

次に「象徴としての天皇の地位」は「主権の存する日本国民の総意に基く」ことの理解が、中学校段階では要求せられているが、これも極めて、むつかしい問題である。この「主権の存する日本国民」とは国民主権主義を宣言したものであるが、「主権」の意味が中学校段階の生徒によく理解せられるであろうが、外国憲法においても、主権に当るヨーロッパ語の *sovereignty, souverainete* : *Souveränität* などの語を憲法上用いたものは少なく、多くの国は主権の語を用いず、権力 *Powers* (アメリカ) すべての権力 *tous les pouvoirs* (ベルギー) 政治権力 *Political power* (ノースカロライナ) 国権 *Staatsgewalt* (ドイツ, ワイマール憲法) などを用いている。我が国憲法は「主権」の語を憲法前文第一項、第三項、第一条で使用しているが、前文第三項で云う「……自国の主権を維持し、他国と対等関係に……」の主権の意味と第1条の主権の意味は当然、同じではない。かくして主権の意味の把握が必要であるが、①国家の意思という意味、②統治権という意味、③国家の意思の性質としての最高性・独立性という意味、④国家の意思が形成される場合に、これらの意思を最終時に決定する最高の権力という意味の四つの意味に使用せられるのであり、第一条でいう「主

権」の意味は上記の④の意味であるが、このことの理解も中学生には困難であろう。更に「日本国民の総意に基く」に至っては理解は不可能に近いのではなからうか、総意に基くとは、法律上の普通の用語例として、法的根拠を指示するものであり、英訳文中に *deriving* という文字が当ててあるのも、このことを意味する。従って「天皇の地位」は主権者たる国民の意思による根拠づけによってはじめて、象徴としての存在を認容されていることを意味するものであり、そのような法的根拠を失えば、天皇の地位は変動せざるをえないことになるが、「天皇の象徴性」の法的根拠である「国民の総意」とは何であるのか、「総意」とは文字通りには全員の意思ということになるが、日本国民全員が天皇の象徴としての地位を認容しているとは考えられないことである。これは議案に提案された時の原案では「天皇は……象徴であって、この地位は、日本国民の至高の総意に基く」(The Emperor shall be the symbol……, deriving his position from the sovereign will of the people)となっていた。これを衆議院で、「……この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」(……, deriving his position from the will of the people with whom resides sovereign power)と修正したのであるが、至高の総意 (sovereign will) が、主権 (sovereign power) の意味であるとすれば、天皇の地位の説明には無理はないが、「日本国民の総意」となると、極めて無理な説明をしなければならないことになるのではなからうか、結局「総意」とは文字通りの全員の意思でなく、民主的多数決の原理に従って、反対者も一度決定したことには同調していくとする意味においての「総意」として理解せざるをえないことになる。

以上「天皇の地位」については、文部省の「社会指導書」でいう「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基くことの趣旨を正しく理解させることが必要である。」(傍点筆者)としているが、これの正しい理解は、極めて困難であり、理解させようとして、かえって間違った指導におちいつている場合が少なくないのではなからうかと憂慮するものである。従って憲法第1条の趣旨を小・中学校の児童生徒に正面から理解させようとするより、明治憲法が天皇が統治権の総攬者として、あらゆる国政上の権能を保有し、その地位の根拠も天照大神の発した天孫降臨の神勅に由来し、現人神として、絶対神聖不可侵の存在であったのと対比して、戦後、天皇の神格は否定され、あらゆる国政上の権能は無くなり、その地位も国民の意思によって認められているのだというように、新旧両天皇制の最も特徴的な相違点を説明し、旧天皇と対比することにより、現在の天皇の地位を理解させるようにするのが、児童生徒には理解しやすいのではなからうか、現在の「天皇の象徴性」を如何に説明してもその理解は結局、不明確に終るものと考えるのである。

次に「天皇の地位」の「象徴性」に関連して問題になるのは、天皇は「国民」であるか否かということである。天皇が人間であって、戦前のような「現人神」でないことは、戦後自からなされた「人間宣言」をまつまでもなく明らかであるが、国民であるか否かということは、しばしば問題となるところである。一般に講学上、日本国民には広義、狭義の二種の意味があるとせられるが、ここではまず、日本国憲法上に出てくる「日本国民」の概念の中に天皇が含まれるか否かを検討してみる。日本国憲法では①前文の一、二、四項目の各冒頭、②第一条、③第九条、④第十条、⑤第九十七条で「日本国民」の語を用いている。英訳では、第十条では、a Japanese National としおり、その他はいずれもみな People としている。第十条の日本国民と前文冒頭、その他の日本国民とは同一概念であるかということ、その間多少の差異があり、第十条の「日本国民」は日本国を構成している個々の国民を意味し、その他の場合の「日本国民」は個々の国民より構成されている全体とし

ての国民を意味するものと解されるが、いづれにしてもこの憲法のいう「日本国民」の中に天皇が含まれるか否かの問題である。

この点は議会においても盛んに論議されたところで説も分れている。議会の政府説明によれば、「日本国の人間全体を云いあらわす適当な言葉がなかったため、言葉の当否は別として、天皇を含めた意味において『日本国民』の語を用いて新憲法を起草したのであって、日本国民という中には天皇を含む趣旨である」という。或る者は第十条の日本国民の説明として、ここにいう日本国民とは、すべての日本人を意味し天皇を除外するものではないが、ただ天皇、皇族は皇位とその継承という特殊の地位から一般国民とは別な例外的取扱いをされるにすぎないと説く、しかし通説は新憲法の日本国民とある中には天皇は含まないと解している。蓋し、前文冒頭の「日本国民」は憲法制定権者として、天皇を含めて解釈することはできないし、第一条については、ここにいう主権とは国政を最終的に決定する権力をもつ者ということで、君主権が国民主権かという場合の主権であって、かかる意味の主権は新憲法では国民にあるとしているから、第一条の「日本国民」の中に天皇を含めることも無理である。又第十条について見ると、本条権利義務の主体としての日本国民の範囲を定める必要からおかれた規定で、天皇以外の日本人の資格を定めるものであることは、天皇については憲法第二条があること、国民の義務、基本的人権の起源発達の歴史などに照らして見ても理解し得るところである。

かくして憲法上、厳密には「天皇」は「日本国民」の中には入らないと解されることになる。では外国人かといえば、そうではないので、広義では日本国民の一人と解して良いと考える。ただ広義では日本民であるとしても、国民とは、政治的、経済的、社会的に異った各種の特権的例外的な身分をもつことは、子供に示す必要がある。

すなわち、天皇は社会的に一般国民にはない陛下の敬称がつけられ、経済的には皇室費が支給される。憲法第14条、第24条の個人の平等原則や男女の同権は適用されなく、天皇の地位には天皇家の血統を引いた男系の男子が皇室典範の定める順序により、その地位につき、女の天皇は認められないこと。従って天皇の地位は国会議員、首相などの公職とは相違し、基本的に国民投票や選挙、公務員試験等の手続によらず、世襲によりその地位につき、民主的手続は経ないこと、天皇は居住移転、職業選択の自由、外国移住、国籍離脱の自由、選挙権、被選挙権等々はなく、婚姻の自由は制限せられ、皇室会議の議決がなければ「両性の合意のみ」では結婚は許されないこと、財産の授受については、国会の議決を要し、勤労、納税の義務は無く、18才で成年に達すること、訴追せられないこと。^(※9)等々一般国民とは異った身分を持つことは児童生徒に示す必要がある。しかし何故そのような特権、例外があるかを説明することは、その理解が中学校の生徒にも困難であるからして、一般国民との相異点を指摘する程度で充分と考える。

(2) 「天皇制」の憲法上の地位と学習指導要領 次に天皇制の日本国憲法上の地位と学習指導要領との関係を見ると、現行の中学校学習指導要領社会科編の第3学年の「日本国憲法と民主政治」の項において「日本国憲法は、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権、三権分立、代議制、議院内閣制度などの基本的な原則に基いていることを認識させ、あわせて、天皇の憲法上の地位について理解させる。」(傍点筆者)として、天皇について日本国憲法の基本的原則と併記した形を

注(※9) 天皇が訴追せられないという規定はどこにもないが、摂政が皇室典範第21条により在任中訴追せられないので、天皇についても当然そのように考えるのが正当であらう。

取っている。特に改訂の中学校学習指導要領社会科編の公民的分野においては「日本国憲法の基本的原則」の項の中に、基本的人権の尊重、国民主権および平和主義の基本的原則の理解と、あわせて「天皇の地位と天皇の国事行為」の理解をあげているが、ここにおいては天皇制が日本国憲法の基本的原則とも取り得るような記載をしているのである。このような学習指導要領の記載の仕方では「天皇の指導に当って間違いが生じる原因を作るのではあるまいか。

たしかに日本国憲法は第一章が「天皇」であり第一条が「天皇の地位」が規定せられていることは、天皇制をもって憲法の基本的原理とする根拠とも考え得る。明治憲法の第一章が天皇であり第一条が「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定されていたことは、まさに天皇制をもって憲法の基本原理とする趣旨であったのであるが、新憲法も天皇の憲法上の規定の位置からして、このように解するのが妥当なのであろうか。

一般に憲法の首章をみれば、その憲法の性格は明らかになるといわれる。その意味では憲法の首章には、その憲法の基本的重要事項、根本原則を規定するのが、一般の形態になる。それで、わが旧憲法が第一章に天皇の規定をおいたのも、そのような観点からであり、その他イタリヤ王国憲法（1848）が冒頭に国王の規定をおき、ロシア帝国憲法（1906）が第一章に無上独裁権として皇帝に関する規定をおき、アメリカ合衆国憲法（1787）が冒頭に連邦議会の規定をもち、ワイマール憲法（1919）の第一篇ドイツ国の構成及び権限、フランス第四共和国憲法（1946）の第一章主権、中華民国憲法（1947）の第一章総綱、第二章人民の権利等々の規定^(※10)は何れもこれと同じ観点に立つものである。更に君主制が憲法上の基本原理でもなく、君主の地位が、君権主義的無上絶対的なものでない憲法は君主に関する規定が首章を占めることにはならないのであり、例えばドイツ帝国憲法（1871）プロイセン憲法（1850）ベルギー憲法（1831）等は何れもその例である。この見地からは新憲法がその第一章に天皇の規定をおいたことは、あたかも天皇が君権神授思想に基き、絶対無上の存在として憲法上の基本原理を構成するかの如き観を呈しているが、はたしてそうであらうか。

それは旧憲法と同一の観点に立つものでないことは明瞭である。すなわち旧憲法はその上論において「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所リナ」というていたが、新憲法の前文は「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」として国民主権主義の原則を示し、更に「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」として民主主義の原則を示し「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。」として、新憲法が「人類普遍の原理」(universal Principle of mankind)にもとづくことを明確に宣言しているのである。「人類普遍の原理」とは、具体的には各時代及び各国家について相違が認められるにしても、世界の人類が古い時代から今日に至るまで終始その確立のために努力し、そして今日の世界において支配的であると認められるに至った原理を意味するのであり、そのことを新憲法の前文(Preamble)が特に強調するのは、明治憲法下のわが国では、むしろわが国にのみ存在し他の諸国には見られないものと考えられていたところのわが国独特の原理が憲法の根底をなすものとされていたことを排斥するためである。すなわち、明治憲法の基本原理とされていたのは、いわゆる「天皇制国体の原理」(旧憲法第一条・第四条)であり、それは、わが国の建国以来、わが国独身の、しかも世界に比類のない基本原理として確立されてきたものであると考えられていたも

注(※10) 法学協会註解日本国憲法1951 P41参照

のであるが、新憲法の「人類普遍の原理」はこの明治憲法の「天皇制国体の原理」を否定する趣旨と考え得る。

従って、新憲法の第一章が、明治憲法の第一章と同じく天皇であっても、「天皇の憲法上の地位」は旧憲法と同一ということは考えられ得ないところであり、それは「天皇の憲法上の地位」について旧憲法の根本的な変革を意味し、いかなる意味でもその存続ではないと考えるべきである。

しからば、新憲法の第一章を天皇とし、第一条に「天皇の地位」を規定するのは、如何なる意味なのか、第一条冒頭の「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって………」という規定の仕方は、「象徴天皇制」を日本国憲法の基本原理とするかの如き趣旨と考えられ、天皇の憲法上の地位を宣言したものであるように受け取れるが、新憲法前文の「人類普遍の原理」の強調から考えれば、そのように解するのは間違いであり、むしろ第一条後段の「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とすることを基本原理と考えるべきであり、この「主権の存する日本国民」こそ国民主権主義の原理として新憲法の基本原理を表明したものと考えるべきである。その意味からは第一条は本来、日本の新しい国体^(※11)の基本としての国民主権主義こそ明確に宣言すべきで、これを天皇の章の中で第一条の天皇の地位の後段に規定するのは不適當であるといわざるを得ない。ただこの国民主権主義の基本原理をこのような形で宣言してあることについては、新憲法が形式上、旧憲法の改正という外形を維持したことに、その説明を求めなければならないわけであるが、はたしてそれだけでよくこの憲法上の天皇の地位と国民主権主義の関係を説明しうであらうか、すなわち、新憲法第一条の国民主権主義の基本原理は旧憲法第七十三条の改正手続により改正されたものであるとするだけでは問題が残ることになるのである。それはこの新憲法の基本原理である国民主権主義は明らかに「人類普遍の原理」であり、これは政治的実定法的主権の保持者が国民であって、天皇、その他国民以外の者でないことを主張するものであり、従ってその意味においては旧憲法の「天皇主権主義」「天皇制国体」の原理の否定であるのであるが、このような新旧憲法の基本原理の変更はすなわち「国体の変更」というべきであり、かかる「国体の変更」は旧憲法第七十三条の改正手続を以てしては出来ないことになっていたのであるからである。ここにいる「国体」とは、具体的には旧憲法第一条を指すものであり、例えば美濃博士の憲法義解は、この点について「国体ノ大綱ハ万世ニ互リ永遠恒久ニシテ移動スヘカラスト雖政制ノ節目ハ世運ト共ニ事宜ヲ酌量シテ之ヲ変通スルハ亦己ムヘカラサルノ必要タラスムハアラス」といつているし、又博士は「その所謂『国体の大綱』とは第一条の原則を意味することは明瞭である」とし、「その改正は第一条に示された『大日本帝国ハ万世一系ノ天皇ヲ統治ス』ことの原則を覆えずものであることを得ない」としているものであり、旧憲法では憲法改正手続を以ては、旧憲法第一条を変更することは不可能であったのである。従って新憲法第一条の国民主権主義の原理が、旧憲法第一条の改正というだけでは、この間のことは説明し得ないことになるのであり、その唯一の可能な説明は、これを一つの「革命」とみる以外にあり得ないことになる^(※12)

かくして、新憲法第一条を、新旧憲法の変革の上においてとらえ、これを憲法上一つの革命とみ

注(※11) 国体は主権の所在による区別、政体は主権行使の形式による区別であるとし国体の変更は旧国家の消滅、新国家の誕生を意味するが、政体の変更は憲法の変更となるも国家は継続すると説明し第一条を新しい政体としてとらえる見解もあるが、国体の変更でも政体の変更でも、その憲法が許容し得ない変更であるならば、これは憲法的には革命に外ならず、その意味では国体と政体とを区別する実益はないであらう。

注(※12) 宮沢俊義、八月革命と国民主権主義世界文化昭和21年5月号

る立場からは、新憲法第一条のいう「国民主権主義」こそ憲法の基本原理であり、天皇はたとえ第一条の冒頭にその地位が明記せられていても、憲法の基本原理とは考えるべきでないことになる。

しかるに、中学校学習指導要領は、この点を実に曖昧にして、改訂指導要領社会科編の如きは、日本国憲法の基本原理の中に、天皇に関して記載しているのは、天皇についての指導を誤らせる一因ともなりはしないかと考えるものである。

天皇制は決して、憲法の基本原理として取扱ってはならないのであり、これは、わが国伝統尊重の立場より存置され「主権の存する日本国民の総意がその地位を認める」ことにその根拠を有するとする、わが国の「歴史的伝統」と「国民主権主義」との調和の上に存在するところのものとして、「日本国憲法の特徴」と云うべきである。

従って天皇制は日本国憲法の特徴ではあっても決して憲法の基本原理ではあり得ないのであり、この点は明確に区別されるべきである。このことは具体的には、日本国憲法の改正に当り、改正の限界を規制するものとして、憲法の基本原理が作用することになるのであり、現憲法の基本原理を憲法改正手続により改正することは許されないが、憲法の特徴は基本原理ではないので改正手続により改正し得ると解されることになるのである。かくして、天皇制を憲法の基本原理とするか特色とするかは極めて重大なことであるにもかかわらず、中学校学習指導要領は天皇を明瞭に憲法上の特色と規定することなく、むしろ憲法の基本原理と取り得るように記載しているのはおおいに問題のあるところである。

(3) 「天皇の国事行為」の理解について 天皇の国事行為についてみると、改訂中学校学習指導要領社会科編では「天皇の地位」とあわせて「天皇の国事に関する行為」についての理解を要求しているし、小学校学習指導要領でも第六学年の内容の取扱いについて「天皇については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的事項を取り上げて指導し……」として、小・中学校とも「天皇の国事に関する行為」が取り上げられ、その理解が要求されているが、これは決して児童に理解しやすいものではなく、むしろ中学校の生徒でもこれを充分理解することは困難なことといわなくてはならないが以下その問題点について検討することとする。

天皇の国事行為についての中学校の教科書の記述の一例をみると、1957年版、安倍能成監修『現代の生活・上』（日本書籍）では「……憲法によつて主権は国民にあり、天皇は『日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴』であると定められた。これとともに、国の政治についての権能は天皇になく、天皇は国会の指名によつて内閣総理大臣を任命し、また内閣の指名によつて最高裁判所長官を任命するほか、内閣の助言と承認のもとに、いくつかの国事についての行為をおこなうとされている。」（傍点筆者）となっていたが、1966年版、安倍能成監修『中学社会・3』（日本書籍）では「天皇は……と定められている。そして国会の指名にもとづいて内閣総理大臣を任命し、内閣の指名にもとづく最高裁判所長官を任命し、また、内閣の助言と承認により、国会の召集、衆議院の解散、法律の公布、栄典の授与、外国の大使・公使の接受など、さらに国の象徴としてふさわしい儀式をおこなう。これらの仕事にさいして、天皇は、国民感情をひとつに結びつける象徴としての役わりをはたしているが、国政に関する権能はもたない」（傍点筆者）となっている。1969年版

の日本書籍の教科書もこの1966年版と同様の記述となっているが、この日本書籍の教科書の天皇の国事行為の記述にみられる変化は、前者は「……いくつかの国事についての行為をおこなうとされている」として国事行為の内容は上げられていないが、後者は「国会の召集、衆議院の解散………」等々、国事行為の内容をいちいち列挙すると共に「さらに国の象徴としてふさわしい儀式をおこなう」として、国事行為が、天皇の象徴としての地位を背景にしている点にふれているが、いづれにしても、後者の天皇の国事行為についての記述は増加している。この傾向は改訂中学校学習指導要領が「天皇の国事行為についての理解」を要求しているところから、さらに増大するものと考えられるが、教科書に列記されている国事行為は如何なる基準で上げられているか明らかではないが、これらの国事行為だけでも理解することは困難であらう。

天皇の行う国事に関する行為とは、現憲法の規定から「1憲法改正、法律・政令及び条約を公布すること。2国会を召集すること。3衆議院を解散すること。4国会議員の総選挙の施行を公示すること。5国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。6大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。7栄典を授与すること。8批准書及び法律の定あるその他の外交文書を認証すること。9外国の大使及び公使を接受すること。10儀式を行うこと。」の十項目がまずその内容としてあげられることになるが、これらをただ天皇が行う国事行為として列挙しただけでは、児童生徒は天皇を恰も国の最高機関であり元首としての性格を持つものとしてとらえることになりかねないのである。特に天皇は憲法第六條により「内閣総理大臣を任命し」「最高裁判所長官を任命」する任命権を持っているのであり、この点では天皇は国の最高機関の如き性格を表現しているように受けとられる。従ってこの点の説明は充分になされなければ、ならないところであり、憲法第七條規定の国事行為は、すべて「内閣の助言と承認による」ものであることを強調する必要がある。それは憲法第7條も「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。」としているし、又第3條でも「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし内閣がその責任を負ふ。」としているところからも明確に指導されるべきである。単に天皇の国事行為の列挙だけに終っては天皇の権威権能の強大さを印象づけるだけである。従ってこの天皇の国事行為が「内閣の助言と承認」によらなければ行い得ないことを強く説明しなければ、天皇の国事行為の性格や地位も充分理解せられ得ないが、この「内閣の助言と承認」ということの意味も又児童生徒には極めて困難な要素である。

この「内閣の助言と承認」(advice and approval)にいう内閣の助言とは、内閣の自発的積極的進言であり、内閣の承認は、天皇の意思に対して内閣が受身的に承認することであるとされる。従って厳密に考えれば、天皇が国事に関して認められた権能を行う場合には、すべて、あらかじめ内閣の積極的進言があり、それを天皇が自分の意思にした上、さらにその天皇の意思に対して内閣の承認があることを必要とすることになる。しかしこのような経過が実際にとられるであらうか。特に「天皇が自分の意思とした上」という点は全く問題のところである。又「内閣の助言と承認」のうち、何れか一方でよいとする解釈もある^(※13)これによれば、天皇が国事行為について発意したときは、内閣は、それについて承認しさえすれば、天皇の有効な国事行為として成立することができるものであるが、天皇が前述列記の国事行為について、自主的に発意するといふことが、統治権を持たない象徴天皇にあり得ることなのか。従って「内閣の助言と承認」いづれか一方で良い

注(※13) 法学協会 注解日本国憲法 有斐閣 1951 P.68

とするのは、現在の天皇の地位からしては、内閣の発意助言による天皇の意思に対して内閣の承認はあらためて不要といふことになるが、「助言」といふ言葉は「承認」といふ言葉より可成り弾力に豊んだ言葉であり、「助言」はあくまでも「助言」であって、それに拘束力はなく、従って、これを補充し、修正することも可能と考えられることになるが、はたしてそのようなことが、天皇になし得るであらうか、「助言と承認」のうち「助言」のみで良いとする立場からは、文字通りにはそのように解釈し得るのではなからうか。特に「助言」は助言であって拘束力はなく、天皇は内閣の助言を拒むことが出来るのではないか等の疑問に対しては、新しい天皇の地位と権能について正しい指導が、なされなければならない。

かくして天皇の国事行為を正しく理解させる為には、天皇の地位と権能とか旧憲法との対比において明確に指導されることが肝要である。この天皇の権能については、まず憲法の「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない」（第4条）の趣旨を生徒に充分理解させることが先決である。これは単なる国事行為も列挙的に教えるより、この方が、はるかに重要であると考えられる。

すなわち、新憲法における天皇には国政に関する権能は一切無いのだといふことを明確に指導する必要がある。ただこの際の指導に当たって注意すべきは、天皇から国政の権能を剥奪したのは、天皇制の過去における政治的責任を追求し、その懲罰的意味を持つものであり、又天皇の意思を国政の上から排除することが日本民主化の途であるからと説明するのは、間違った指導というべきであらう。これは天皇制の過去において「天皇の名にかくれて」国民に対して責任を回避する専制的独裁政治勢力が生れていたとの反省に立ち、再びそのような勢力の台頭を防止することを主たる目的とし、さらに国政に関する権能を保持せしめないことにより、天皇が実際の政治勢力の闘争の渦中に投入しないようにして、その地位の安泰を計る為でもあり、一面、人間天皇、世襲の天皇に国政全般に亘る公正妥当な判断を常に期待し得るものではないとの配慮によるものであると解すべきである。

しかし「国政に関する権能」(Powers related to government)と「国事に関する行為」(Acts in matters of state)との区別は、日本語としては明瞭ではないが、英国の法諺「王は君臨すれども統治せず」(The king reigns but not governs)などに鑑みれば、「国政に関する権能」は国の政治に影響を与えるが如き政治上の実質的権能を意味し、「国事に関する行為」は左様な政治的效果をもたない主として形式的儀礼的行為を意味するものと解する。^(※14)

かくして新憲法における天皇は国の政治に実質的に影響を与えるが如き政治上の権能は一切無いのだということを充分説明強調して、それがよく生徒に理解されてから天皇の国事行為について明説さるべきであらう。前者の説明なしに天皇の国事行為を列挙すれば、天皇の元首的性格を生徒に印象づけることになる。天皇には「国政に関する権能」は無いということからして、天皇の行う内閣総理大臣の任命も、法律の公布も、衆議院の解散さえも「国政に関する権能」ではないのであるといふことを、生徒によく指導理解させる必要がある。

もつとも、この理解も中学校段階の生徒にも無理であるので、これら「天皇の国事行為」の理解よりも、戦後天皇には「国政に関する機能」は無いのだということを強く説明し、理解させる方が

注(※14)ただこの点に関しては「国事」とは「国政」をも含む広い概念であるとか、「国政」を「新なる国家意思の決定というような政治的意義を有する行為」とし「国事」を「政治的效果を有しない事項」とするものもある。

はるかに重要であることを指摘しなければならない。この指導が的確に出来れば「天皇の国事行為」についての理解は、むしろ必要でなく、かえって生徒に間違っただ印象を与える危険性が有るものとして、充分慎重に取扱かわれるべきである。

(4) 天皇に対する敬愛について 改訂小学校学習指導要領社会科編第6年の部に「……天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすることが必要である。」と述べられているが、ここでいう「理解」の対象である「天皇」とは「天皇制」をさしているとも「天皇個人」をさしているとも考えられるが、「敬愛の念を深める」対象である「天皇」とは「天皇個人」をさしているものと解される。従って後者の立場からは「理解」の対象は制度としての天皇に限らず「天皇個人」の理解も要求されることになる。すなわち、それは、充分な理解に立たなければ真の敬愛の念は生れないからである。しかるにこの「天皇個人」の理解は「国家機関としての天皇」「制度としての天皇」の理解より一層困難である。「制度としての天皇」については、新憲法の規定に従って「天皇の地位」「天皇の権能」等を分析検討してゆけば困難ながらも理解せられるものである。しかし「天皇個人」の理解は、天皇の人間的人格的観点からの理解であり、これは天皇との接触対話のない一般国民には誠に無理なことである。まして小学校の児童には不可能に近いのではあるまいか。戦前の天皇が「現人神」として国民とは、はるかにへだたった存在であったのにくらべ、現在の天皇が人間天皇として国民との接触は多く、天皇を理解する素材も戦前より、はるかに多くなったことは事実であるが、それでもなお、天皇個人について、充分これを知り、さらに理解するには、まだことたりないのも事実である。およそ対話の無いところに相手をじかに知ることは不可能なのであり、その意味で天皇に対する一般国民の理解は間接的伝聞的であり、従って極めて不十分不安定なものである。いづれにしても天皇個人について充分知り、これを理解する為の方法は、そう容易には見い出せないのである。あるとしてもそれは天皇の一面的断片的側面でしかない。強いて天皇個人を理解させようとして、かえって事実を反して誇張されたり、或は誤解されて取扱はれたりして、実体と反した間違っただ指導におちいる可能性を持つのではなからうか。かくして「天皇個人」についての理解は極めて困難である上に、時として間違っただ方向に取扱はれ易く、しかも、その真偽が客観的に容易に明確にならない面もあるところから「天皇個人」についての理解を児童に要求するのは大いに問題のある点であり、むしろ、「天皇制」についての理解がなされるならば、それで充分とすべきであると考ええる。

次に改訂指導要領のいう「天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすることが必要である」の「敬愛の念」についてであるが、この「敬愛の念」の対象は、この場合は主として「天皇個人」についてのものと解されるが、この「天皇についての敬愛の念」を持つことについては「天皇についての理解」以上に一段と困難性を感じるものである。すなわち、天皇個人の理解自体が困難であるから、充分の理解の無いところに、敬愛の念が生ずるはずはないのであり、更に「敬愛」とは尊敬とか愛情とかいう評価、価値観、感情の問題であり、これは本来個人の内心の問題であり、思想、良心、精神の問題なのであるが、この点については、新憲法はむしろ、その完全な自由を保障し、個人の内心の状態は絶対にこれを制約、制限、侵害することは出来ず、外からの干渉に対して全く自由であることを保障しているのである。従って何等かの価値観や思想を持っているという理由だけで迫害されたり、政治的、経済的、社会的関係において差別されることもなく、又何かの価値観や思想を持つことも強制、拘束されないのである。これは外的権威に拘束されない内心

の自由を認めることにより民主主義の基盤である国民の自主自律の精神を伸張させるという民主主義にとっては、最も重要、基本的な自由として、この内心の自由の保障は絶対的なものであり、法律によっても「公共の福祉」の名をかりても、制限出来ない性格のものである。従って「天皇に対する敬愛の念」という個人の内心の価値観や感情に対して教育機関や行政機関（文部省）が干渉干与するのは問題なのではあるまいか、特に「敬愛」の「愛」については、全く個人の趣好の問題として本来第三者の入りこむ余地の無いものである。尊敬できるから愛情がわくといふものでもなく、立派だから権威があるから愛情が持てるものでもない。愛情とは多分に不合理な要素をもつた全く個人の内心の主観的な問題なのである。まして「敬愛の念を深めるようにする必要がある」の「念を深める」に至っては、如何なる方法により、それがよく可能なのであるか、全くその方法に窮するものである。若し、これを、あえて何等かの方法により行くとすれば、社会科が、その本来の目的である科学的認識からますます遠ざかることになりかねないのである。

しかし、これに対しては、例えば「期待される人間像」が、「憲法の示している線において期待される日本人の理想像」としていつている中で、「天皇」については「天皇は日本国および日本国民統合の象徴としてゆるがぬものを、もっていた」し、「象徴とは象徴されるものが実体としてあって始めて象徴の意味をもつ」もので「象徴としての天皇の実体をなすものは、日本国および日本国民の統合ということ」だから、「日本国を愛するものが、日本の象徴を愛するということは、理論上当然」であって、「天皇への敬愛の念をつきつめていけば、それは日本国への敬愛の念に通ずる。」そこに「日本国の独自の姿がある」から「象徴に敬愛の念をもつこと」としている。又盛秀雄教授によれば、憲法第一条は「天皇は、日本国および日本国民統合の象徴であるという規範を定め」たものである。「天皇は、その一身の姿において、日本国民をして、右のごとく思わしめることが、その役割であると法的に定めたものである。したがって、天皇の生活や態度は、かくのごとき、象徴たるにふさわしいものであらねばならないのであって、まことに重大なものである。」「したがって、国民も又、天皇に対して、国家的象徴たるにふさわしい尊厳の観念をもつべきものである」^(※15)といわれる。「期待される人間像」の筆者も、盛秀雄教授も、いづれも「天皇が日本国の象徴である」ところに天皇に対する敬愛と尊厳の観念の根拠を置いている。たしかに、これには一面の理由はあるが、全面的正当性を有するものとは、いいえないのではあるまいか、この論拠にも問題の有ることを認めざるを得ないのである。

すなわち、天皇が日本国および日本国民統合の象徴であるからということについては、まず「象徴」といふ概念が極めて不明確なものであることを指摘しなければならない。漠然として不明確なものに対して、人間の高い価値判断である尊厳や敬愛の観念を一般的に要求するのは無理ではあるまいか、これは旧憲法の如く「天皇ハ統治権ノ総攬者」であり「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と天皇に対する尊厳性が明確に憲法上規定してあれば別であるが、新憲法では天皇の象徴性を宣言するにすぎなく、その象徴性も「主権の在する日本国民」が認めることに根拠を有するとして、国民主権主義こそ重要であり、国民こそ国家の主人公といふ立場に立っているのであるからである。

更に「象徴」という地位は国家機関として重要であるから、それに対する尊厳と敬愛を持ってといふのであれば、象徴といふ地位は国家の最高機関であるとはいいい難く、むしろ憲法は「国会を国権の最高機関である」（憲法第41条）としている立場からは、国会が国家の最高機関と考えられる。しかるに国会に対する尊厳や敬愛は要求せられないのに、国家機関としての地位の重要性から、ひ

注(※15) 盛秀雄「天皇に関する憲法主要条項の解釈」経済研究20号P52参照

とり天皇に対してのみ尊厳と敬愛が要求せられる根拠は出てこないのではあるまいか。

また、天皇には象徴としての機能として、憲法第6条、第7条に示される12の国事行為があり、重要な国家的機能を有するから天皇に対する尊厳と敬愛が要求せられるとするのも正当な理由となり得ないのではあるまいか。たしかに天皇は国家という団体の機関として、一定の機能を有しているが、新憲法はこの天皇の機能を国家意思の形式的義礼的表示行為を行なうにすぎないとして、国政に関する機能は全く認めず、ただ国家意思の表示機能だけを行なう国家の機能体であるとしている。従って国家的機能といふ観点からは、特に天皇だけが重要と云ふわけではなく、例えば内閣総理大臣も極めて重要な国家的機能を有しているのである。しかるに後者に対しては、尊厳や敬愛は要求せられないのに、天皇は重要な国家的機能を有するから、これに対しては尊厳や敬愛を要求するのは、いささか、無理な理由となるのではあるまいか。

かくして、天皇の象徴性や、象徴としての機能からは、換言すれば、新憲法の上皇の地位や権能からしては、天皇に対する尊厳や敬愛が要求せられる根拠にはなり得ないことになる。従って新憲法では天皇に対する尊厳感や敬愛の念についての法的根拠はないのであり、これは全く個人の内心の問題、徳義心の問題、思想良心の問題として、本来自由であり、各個人により、その感じ方、価値観等により、それぞれ差違があって良いと考える。

これを一律に「敬愛の念を深めるようにすることが必要である」と規制するのがいけないのであって、天皇を個人の自由意思により大いに敬愛するのを不可とするものではない。かくして、天皇を大いに敬愛するの、又尊敬するが愛情は感じないといふのも、尊敬はしないが愛情を感じるといふのも、何とも感じないといふのも、それぞれ内心の自由としてあって良く、一律に規制拘束されるべきものでもなく、又そうしようとして、なし得るものでもないのである。

(5) 天皇制と憲法改正の問題 現在の中学校社会科の公民的分野においては、憲法の改正について取り上げられている。例えば、日本書籍の教科書「中学社会3」では^(※16) 憲法改正について次のように述べている。「憲法は国の政治の基本法であって、時々の事情でかんたんに変えるべきものではない。とくに、基本的人権、国民主権、平和主義は、人類がながい歴史のあいだに、多くの犠牲をはらってきつてきた貴重な遺産であり、日本国憲法の根本原則であるから、その精神は永久に変えられない。」として、憲法が国の基本法であること、従って頻繁な改正は避けるべきこと、憲法の改正に一定の限界のあることを示している。更に同教科書は「しかし、民主主義の発展によつて、憲法の規定が国の実情に合わなくなればあいなどには、憲法の一部を変える必要がおこることがある。そのばあい憲法の改正には、一般の法律とはちがった、きびしい手続きが定められている。」として、憲法改正の必要性和、改正の困難性(硬性憲法)をあげているのであるが、ここで問題なのは、憲法改正に一定の限界を認め、それを、基本的人権、国民主権、平和主義の憲法の根本原理としている点である。これは、憲法改正に限界ありとする通説の立場を取っているものである。ただ改正に限界を認めない説も少数説として、佐々木博士、大石教授等の説があるが^(※17) 一般的にいえば、憲法の根本をなしている基本原則を変更し、前憲法と改正憲法との同一性、関連性を失わせるような改正を憲法の改正手続によつて行うことは、改正の範囲を逸脱し、憲法の自殺

注(※16) 安倍能成監修、文部省検定済教科書、中学社会3、日本書籍P36参照

注(※17) 大石義雄教授、憲法改正とその限界(公法研究8号)P10~15参照憲法改正に限界なしとする根拠としては、憲法は最高法規であって、その規定の間に上下はないこと、憲法以前の事実でも憲法に規定すれば法的事実となり改正の対象となること等々があげられている。

として、法論理的に不可能であるから、改正に限界ありとする通説の考え方は正当であり、教科書が、その立場を取っているのは、その限りで妥当といえるであらう。

ただ、その改正の限界として、教科書は基本的人権、国民主権、平和主義の三つをあげているが、そのうち、天皇との関係で問題になるのは、国民主権の原則である。まことに、この国民主権主義は、憲法の前文が宣言している通り、「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」(傍点筆者)とのべているので、今後においても国民主権主義に反する一切の憲法改正は許されないことになる。従って国民主権を止めて「天皇主権」とすることは、許されないであり、或は国民主権を廃して政治上の最終権力を天皇にもたせる改正も許されない。もし、それが行なわれるならば、合憲的改正手続による改正ではなくして、一つの事実問題として、一種の「革命」であると考えられる。特に問題なのは、憲法改正により「天皇制」を廃止しうるかということである。これに関しては、旧憲法の君主主権主義を否定して国民主権主義をとった新憲法においては、いわば、国民主権主義こそが「国体」であって、天皇制は新憲法の基本的原理ではないから、憲法改正によつて天皇制を廃止することが可能であるとする説^(※18)もあるが、これに反対する説もある。すなわち、「国民主権の原理は人類普遍の原理ではあるが、決して絶対無制限のものではなく、憲法改正に限界のあること自体が、すでに国民主権の限界を示すものであり、天皇制は伝統尊重の立場から存置せられ、国民主権と結合せる姿で存在するものである」として天皇制が伝統尊重と国民主権主義との調和の上に存置せられているとし、「主権の存する国民の総意に基き、日本国の象徴、日本国民統合の象徴たる天皇、特殊の権能をもつ天皇を認めているところに日本国憲法の特徴があり、これなくしては最早、日本国憲法との同一性、関連性はなくなる。」として、天皇制は前憲法と改正憲法との同一性、関連性にもつ大きな要素としている。さらに「政治の実際から見ても、天皇制の廃止は暴力革命の外あり得ないが、法律上から見ても天皇制の廃止は憲法上許されないと解すべきで、国民主権なるが故に憲法の同一性を害することなしに天皇制を廃し得ると結論することは謬論である。」との立場もある。かくして、この憲法改正に当り「国民主権と天皇制の問題」に関しては、両論があるのであり、それぞれの根拠をもつて主張せられているのであるから、国民主権主義と関連して天皇制の問題が取り上げられる場合は、一方の説のみを述べて、他方を取りあげないという態度は、決してすべきことではないと考えるものである。

以上、公民教育における主として憲法学習の立場からの天皇の取扱い方についての問題点について検討して来たのであるが、この公民的分野において「天皇」を取扱う際においては、歴史的分野の学習を基礎とし、これを天皇理解の資料とすることは、大いに必要なことである。しかし、この歴史教育において、天皇を如何に取扱い、如何に位置づけ、評価するかは、本小論の主題ではないので、別の機会にゆずるとして、簡単にその主な問題点のみ指摘するにとどめたい。まず日本史の中で天皇を如何に位置づけ評価するかに関して重要なことは、歴史を可能な限り客観的にとらえることである。その点からは、日本における天皇制というものが、確かに無視しがたい存在であった点是否定されるものではなく、特に世襲による天皇制が今日まで長い間存続してきている事実は、これをあくまでも一つの史実として評価すべきである。これを全く無視したり、あるいは逆に、これが為天皇を神話や伝説と結合させ、絶対化したりするのは問題である。

注 (※18) 法学協会、注解日本国憲法下巻(2)1951年P 1427参照

また日本歴代の天皇の本質については、それが征服者であり、あるいは支配者であったときもあれば、民族統一の中心的権威として存在してきたときもあり、それぞれ歴代の天皇の本質についてこれも客観的に分析されるべきである。しかし、歴代の天皇は多くの場合、政治的実権実力を持つことなく、民族統一の伝統的権威として、尊重存続して来たのではあるまいか、その意味からは現在の新憲法が「国政に関する権能」はなく「君臨すれども統治せず」の姿を取っているのは、むしろ日本古来の天皇制の本来の姿に復帰したと考えることも出来るであろう。

ただ、歴代の天皇にくらべ、きわ立って、政治権力が集中したのは、明治天皇である。これは日本が西欧列強にごして後進国日本を近代国家として、早急に近代化する為に中央集権、富国強兵を強力に推進する為にとられた措置でもあり、又明治憲法が、君主として強権を持っていたプロシヤ憲法を範として作られたという一面もあるが、明治天皇が「統治権の総攬者」「強力な支配者」として登上して来たのは、それまでの歴代の天皇と大いに異なる点である。従ってそれぞれの歴代の天皇の本質、性格には、その時代の歴史的背景のあることが忘れられてはならず、これを客観的にとらえた上で、その時代の天皇の性格、位置づけ等が評価せられなければならない。かくして、歴史学習における古来の天皇の本質、評価を公的分野の学習における天皇の理解に役立たせることは必要なことであるが、特に明治天皇と現在の天皇との相違については、その歴史的背景、歴史的変遷をふまえて明確にされるべきである。

(三) 戦前、戦後の天皇と教育観

戦前、戦後を通じて天皇が、わが国教育の上で如何なる地位を持っていたか、またその時代の教育観、教育政策と如何に関係していたかを知ることは、現在の公民教育において天皇を取扱う場合の一つの視点ともなると考えるので、この点について検討してみる。

ここでいう戦前の天皇とは、もちろん明治時代以降の天皇のことであるが、戦前と戦後の天皇の極端な相違は、すでに見て来た如く、天皇の地位、その地位の根拠、天皇の権能、神格保有（現人神）と人間天皇に端的に表われているのであるが、この戦後の天皇ときわ立って相違した戦前の天皇が明治以降のわが国教育に如何に機能したかをまず簡単にみるならば、宗像誠也教授は戦前の日本教育政策の分析について「戦前の日本の教育政策は、一言でいえば天皇制権力が、教育勅語の教育理念を支持することによって成立していた。」^(※19)ことを指摘される。この教育政策とは「権力により支持された教育理念である。」とし、この「権力」とは「国家権力」を意味するとして、「権力はなぜある教育理念を支持し、そのような教育を実施しようとするのか」の問いに対しては、「その教育理念が実現されていけば、それによって、権力——および権力の基盤にある社会体制——の維持・存続・強化が期待されるからである。権力は、つねに自己の維持に役立つ教育を欲し、そのような教育によって自己を安泰にしようとする。だから、一つの権力が、どのような教育理念を支持するかは、もちろん偶然などできまるものではない。その意味では教育は政治過程のなかにはめ込まれている。」とし、権力および基盤の社会体制の維持、存続、強化説として説明され、その支持のプロセスは「偶然ではなく」、「政治過程のなかにはめ込まれる。」という考え方を明確にされている。更に教授は「明治以後の教育は、一方ではその急速なことにおいて世界に類をみないといわれたほどの、日本の近代産業の発達に寄与したのである。」として、日本の義務教

注(※19) 宗像誠也日本の教育政策, 1958年P 187参照

育が明治末年に90%、大正時代から100%近い国民が受けるほどの急速な教育の普及が行われたこと、一面では知識の向上と、日本の近代産業の発達に大いに貢献したことを指摘されている。更に「明治以後の日本の教育は、一方では天皇信仰を、他方では科学技術を、両方ともに高い成功度をもって、育て上げたのである。」とし、このことの理解のために「教育理念」についてもう少し立ち入って考察し教育理念のうちの教育の目的についてつぎのように分析される。「教育目的は二つに大別されると考える。その一は価値観に関係し、その二は能力に関係する。価値観というのは、道徳とか、忠誠とか、国家観とかに關することであって、したがって、政治あるいは統治に直接に連なるものである。能力というのは、日常生活の利便とか、経済的、社会的、文化的な生活の資格とかに關することであって、これは必ずしも直接に政治あるいは統治とはつながらない。読み、書き、算の能力とか、科学的知識、生産技術とかは、価値観と不離な関係にあるわけではない。そして教育によつて付与ないし獲得されるべき能力は、基本的には生産力の発展段階によつて規定されるものであらう」^(※20)として教育目的には、直接、政治と統治に連なる価値観形成と、生産力の発展段階に規定せられ、かならずしも政治、統治に連らない能力の獲得とからなっていることを明示されているが、明治以降の日本の教育は、この教育の目的の一つである価値観形成の面においては、明らかに、天皇制絶対主義の価値観、教育観が強力に展開されたとみる事が出来る。

すなわち、明治19年(1886年)に帝国大学令、師範学校令、中学校令、小学校令が勅令の形式で下され、ここでわが国の学校教育の骨格がほぼできあがったとみることが出来るが、この四学校令を作成するにあたって、絶対主義官僚として強力な指導性を発揮した時の文部大臣森有礼の思想の中に、明らかにこの天皇制絶対主義の教育観の典型をみることが出来るのである。たとえばその教育目的については「国体教育主義」ともいうべく「我日本国が是迄三等の地位に在れば、二等に進め、二等に在れば一等の地位に進め、遂には万国に冠たらんこと、このための無二の資本は、『万世一王』の天皇制と、それに対する人民の伝統的忠誠心であり、それによつて人民の忠君愛国の品性を進め、外に対しての、封建的身分制から強いられた奴隸的卑屈の気を駆除することを一般教育の準的とする」^(※21)として教育目的として国家至上主義、天皇制絶対主義、一国富強主義の教育観を取っているが、このことは、「諸学校を通じて学政上に於ては生徒其人の爲にするに非ずして国家の爲にすることを始終記憶せざるべからず」「読書算は固より教育中の一部たるも教育の主眼にあらず、教育の主眼は良き臣民を養成するにあり、此主眼を達して、読書算も始めて良き効用をなすなり」^(※22)にも、よく表われている。しかもこの国家至上主義、天皇制絶対主義の教育観は、森有礼の「将来我国の治安を図る目的を以て、教育の基礎を定む」との意見の如く「治安を図る」ための学校教育として、軍隊におけると同じような絶対服従を臣民の第一の資として生徒に要求したのである。このことは教育内容についてのみならず、学校行事の上でも、天皇に対する絶対服従がしつけられていった。たとえば、戦前、四方拜、紀元節、天長節、明治節などの四大節の祝日には、学校で式典が行なわれ、天皇、皇后の御真影に最敬礼し、校長先生がうやうやしく教育勅語を捧読し、捧読中は全員頭を下げて傾聴する。各学校に天皇、皇后の御真影を安置する奉安殿をもうけ、生徒の登校下校に当り、これに最敬礼させ、日常教育の場で「天皇」の語に接する時は一同一斉に不動の姿勢を取らせる等々、天皇制に対する服従敬虔の態度をつちかうことをしつけたので

注(※20) 宗像誠也前掲書P189参照

注(※21) 長洲一二社会教育大系三一書房1961年P91参照

注(※22) 日下部三之介編「文部大臣森子爵之教育意見」1888年P108引用

あり、このようにして明治以降の教育は国民のイデオロギー支配に成功したのであり、この天皇制絶対主義的教育観は、教育研究の場において一片の批判も許されないものとして思想言論の強力な統制の下に実施せられたのであった。特に学問的立場から天皇制に批判を加えた美濃部達吉博士の天皇機関説の法理論は、天皇の絶対的権威が結果的に否定されるとして、政府、文部省、軍部等から一斉に弾圧を受けたのは有名な事実である。そのあらましの経過をみると、昭和9年、国土館蓑田胸喜一派が、美濃部達吉、未弘巖太郎の著者を取りあげて、不敬の文字と思想ありとし、これを治安維持法および不敬罪にふれるとして、東京地裁検事局に両氏を告発し、昭和10年には国体擁護連合会が中心となり天皇機関説反対の国体明徴運動が起り、貴族院では「政教刷新ニ関スル建議」衆議院では「国体明徴ニ関スル決議」が採決されている。しかもこの天皇制絶対主義による国体明徴運動は、美濃部博士の「逐条憲法精義」「憲法撮要」「日本国憲法の基本主義」の三書を発禁処分にし、さらに天皇機関説支持の学者、官公吏の罷免がスローガンとして打出され、文部省は帝国大学総長、官立大学長、高等師範学校長、公私立大学専門学校長および高等学校などの直轄学校長と道府県知事に「国体ノ本義ヲ明徴ニセヨ」との訓令を発し、全国の官公私立大学での憲法担当教授の学説を、その著書、講義案、論文等により詳細な調査をおこなうと同時に、教官自身からも、憲法講義の概要および憲法第一条から第四条までの解説をかかせて報告させるという思想検査までして、天皇の絶対不可侵性の堅持につとめたのであった、この時期以後は、天皇制国体理論は、あきらかに論理でなく、信念となり信仰となって、神秘的なデマゴギーに転化されていったものと考えられる。

かくして「『何事ノ在シマスカハ知ラネトモ唯ダ有難ク涙コホルル』是ガ即チ我が国民の天皇、皇室ニ対シ奉ル所ノ絶対的観念、絶対的信仰デアリマシテ、此観念、此信仰ノ上ニ、世界ニ卓越セル所ノ我が国体ガ築キ上ゲラレテ居ル」^(※23)という基調の考え方が支配していくことになり、平泉澄も「私共ノ確信致シマス所ハ我国ニ於テ文部省ガ全国ノ学校ニ徹底セシムベキ宗教教育ハ、天照大神又天皇陛下ヲ本尊トシ奉ル宗教ノ外ニハ断ジテナイ」といっているがごとく、天皇制絶対主義的教育観は、完全無欠・絶対不可侵の一種の宗教的信念として、強い国家の教育統制の下に戦前の教育を支配していったものと思われる。

しかしこの天皇制絶対主義的教育観は敗戦という高い代償のもとに終りをつげたのであった。すなわち昭和20年8月日本がポッドダム宣言を受諾し降伏せんとする際、我が国は「右宣言は主権的統治者としての天皇の大権を変更しないとの諒解のもとに」という条件を附したが、連合国側は、これに対する直接の回答をすることなく、降伏文書には「天皇及び日本国政府の国家統治の権限は本降伏条項を実施するため適当と認むる措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かるものとす。」として無条件降伏の形をとり、天皇は自からその神格を否定して「人間宣言」をされ、その後も、天皇制の存廃については、連合国側においても種々論議されたが、結局アメリカの日本管理政策上の配慮もあって存続されることになったのである。その占領政策は日本の極端な国家主義の排除、非軍事化を中心として、広範にして徹底せる民主化政策が遂行せられることになり、日本の教育も、連合国総司令部の管理するところとなった。かくして文部省は昭和20年9月15日「新日本建設の教育方針」をだし、教科書の根本的改訂があるまでは戦時教材を削除することを指示し、また9月20日には「終戦ニ伴フ教科用図書取扱ニ関スル件」という通牒をだし、修身や国史などの教

注(※22) 第67回帝国議会「近代日本教育制度史料」第11巻 P445引用

科書から、肇国の精神や軍国主義を鼓吹した部分を削除する（墨をぬる）ことを命じた。GHQは文部省のこの措置に満足せず、同年10月22日に「日本教育制度に対する管理政策」を、さらに12月31日には「修身、日本史及び地理停止に関する件」を指令した。これによって、(1)文部省が発行もしくは認可した修身・日本歴史・地理の教科書と教師用参考書を用いている一切の教育機関では、GHQの許可あるまで、それらの課程が中止され、(2)文部省の修身・日本史・地理の教授法に関する一切の法令・規則・訓令はただちに停止され、(3)修身・日本史・地理の教科書および教師用参考書は回収されることになったのである。^(※24)

かくして日本の教育の中から国家主義、天皇制絶対主義、軍国主義の要素は徹底的に排除されることになったのであり、敗戦の虚脱の中から日本の新しい民主主義教育を旨として発足した公民教育刷新委員会は新しい平和国家、文化国家としての公民教育の方向について文部省に答申し、文部省はこの答申にもとづいて昭和21年（1946年）9月に「公民教師用書」を刊行し本格的な教科書や教師用書が出されるまでの臨時的措置がとられたのである。この公民教育は従来の修身教育が、いちじるしく観念的、画一的で形式主義、徳目主義におちいつていたのにかわり、児童生徒の現実を正確に見定めて、生活からはなれた形式的な言葉や観念を学ばせるのでなく、できるだけ具体的に指導し、自発性を重んじ、できるだけ自発活動をおこさせ、個性を重んじ、合理的精神を養うことを主眼としたものであった。ついで文部省は昭和21年（1946年）6月「新教育指針」を出し、その中で「広い意味の社会において、社会と自分との関係及び自分と他の人々との関係をよく理解し、自分の地位と責任を自覚し、自分の本分をはたし、社会のためにつくすような人間をつくるのが、公民教育である。いゝかえれば社会を構成している一員として、社会の協同生活をりっぱにいとむために必要な知識や技能や性格を身につけさせるのが公民教育の目的である。」とし^(※25) 戦前の公民教育が「国体の本義」に立脚し「皇国の道」にのっとる皇国教学思想の下に、おゝみたからとしての「臣民の道」を教示することこそ、公民科教育の基本目標であり、皇国の道への帰一がその根本精神とされていたのとは全く別の方向を示すことになったのである。

しかも「新教育指針」は、国家神道、軍国主義、極端な国家主義の除去についてのべ、かつそれらの特徴や成立の過程にもふれているのであるが、日本の民主化の推進のために、国民の反省すべき点として「(1)日本はまだ十分に新しくなりきれず、旧いものがのこっているとして、封建的生活や科学的精神の発達の不十分さをあげ、(2)日本国民は人間性・人格・個性を十分に尊重しない。(3)日本国民は、批判精神にとぼしく権威に盲従しやすい。これは事大主義、官尊民卑などとしてあらわれるが、過去の日本社会体制における人間関係によって生れた生活態度といわなければならない。(4)日本国民は合理的精神にとぼしく、物事を道理に合わせて考える力が弱い。(5)日本国民はひとりよがりであり、おゝらかな態度が少い。ひとりよがりの態度は、やがて日本国民全体として不当な優越感ともなり、天皇を現人神として他の国々の元首よりもすぐれたものと信じ、日本民族は神の生んだ特別の民族と考え、日本の国土は神の生んだものであるから、決して滅びないと、ほこったのがこの国民の優越感である。そしてついに「八紘為宇」という美しい言葉のもとに、日本の支配を他の諸国民の上にも及ぼそうとしたのである」^(※25)との戦後国民としての深い反省の上に立って今後の教育が行はれることを示唆し、「軍国主義及び極端な国家主義の除去」については、極端

注(※24) 船山謙次「社会科論史」東洋出版社1963P P 3～3より引用

注(※) 船山謙次前掲書P 6参照

注(※25) 吉本正樹，社会科の教育，法政大学出版局，1965．P 14参照

な国家主義は国家を何よりも大切なものと考え、他のすべてを国家のために犠牲にする「国家至上主義」であり、国民に高ぶった心持をいだかせ、国際親善を害するものであり、人間の為に国家があるのではなくして、国家の為に人間があるとし、個人よりも国家全体を重んじ、個人の自由や権利を犠牲にして全体の為に奉仕することを要求する「全体主義」と結びついているのであるとして、これらを徹底的に払拭することを教育の上でも要求しているのである。

かくして戦後に一大変革をもたらしたものは、教育の制度、目標、内容、方法の全面にわたっているが、わけても、戦後の価値観の急激な変動は人間観、社会観、国家観、世界観の変革として戦後教育の上に新しい課題を提起したのである。さらに戦前、軍国主義、国家主義、全体主義のかなめとして君臨した天皇制絶対主義は戦後完全に否定せられ、それに変わるに「個人の尊厳」「人間性、個性の重視」「基本的人権の尊重」が打ち出され、戦後の社会科も「これを基盤とする新しい民主的社会的形成を、その究極の目標」とすることになったのであり、戦前の観念的画一主義、表面的形式主義、徳目主義、独善主義にかわるに、戦後は物事の道理を求め、道理にしたがって物事を判断し、客観的一般的原理にもとづいて物事を処理する「合理主義」、真実を求め、事実を事実として尊重し、これをかくしたり、ゆがめたりしない「実証主義」精確な観察、具体的経験の尊重する「科学主義」等が、戦後社会科の理念として登上してきたのである。

要するに、戦後社会科における公民教育は、新しい民主的社会的形成を目標とし、合理的、実証的、科学的精神によってつらぬかれ、具体的事実にもとづくと同時に世界史的視野に立って行なはれることになり、戦前の天皇制絶対主義の教育観は全く影をひそめ、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の本質である「人類普遍の原理」に立って行なわれることになったのである。かくして戦後天皇は憲法上象徴として規定されているが、戦後の教育観や教育政策の上で天皇がとくに取り上げられることは全くなかったのである。

(四) 天皇制と教師のイデオロギー

天皇制とは、これを憲法的に言えば、国の象徴たる世襲の天皇という独任機関を認め、その地位にふさわしい権能を保有せしめている国家体制をいうことになるが、この天皇制について、社会科（公民的分野）担当の教師が、国民のひとりとして、個人的にいろいろ考え、評価することは「思想良心の自由」として完全に自由であるが、少なくとも公教育、義務教育である学校の授業においては、しかも法治国の教師としては、国の最高法規である憲法第一章の規定する天皇についてこれを正しく教える義務があると考え、この天皇に関する憲法の規定を無視して、天皇を絶対化したり、逆にこれを否定したりすることは許されないのである。

従って、教師が天皇を国家的制度、国家的機関、国家体制として厳正に取扱う唯一の基盤は現行の日本国憲法にあるわけであるが、この日本国憲法をいかにうけとめ、日本国憲法制定の動因となった敗戦をいかに評価し、日本歴史の上でいかに位置づけるかということは、教師が天皇について考え、これを取扱う場合の重要な要素と考えるので、以下これらとの関連において天皇の問題について検討を加えることとする。

敗戦という貴重な犠牲の下に制定せられた日本国憲法は、その制定の経過にかんがみこれを如何に評価するかについては、各種の説の分れるところで、その説によっては、天皇制に対する評価も変らざるを得なくなるのである。

すなわち、まず現行憲法は日本国民の自由な意思に基づいて制定されたものでないとする見解で、これは、①マッカーサー元帥が憲法改正の意図を日本政府に伝えたばかりでなく、自から、いわゆるマッカーサー草案を起草し、これを命令的、強制的な方法で日本政府に提示したこと、②日本国政府は右のマッカーサー草案に基づいて日本政府案を作成したが、その作成の過程においても、総司令部の厳重な監視下にあり、日本側の自由と自主性はなく、議会における憲法審議および修正の過程においても同様であったこと。③連合軍総司令部より、マッカーサー草案が交付された時点の客観的情勢、特に手渡された日本側の心理状態、公職追放や相当数の未帰還日本国民の存在等は、憲法制定に関する日本国民の自由意思の表明を著しく困難にしたこと、等々をその理由としてあげるものである。この説においては当然、現行憲法は連合軍から「押しつけられ」「与えられ」たものとして、あらためて現行憲法を自主的に再検討し、天皇の問題を含め、国民の独立、自由な意思により改正すべきであるとするようになるのである。

これに対して、現行憲法は必ずしも日本国民の自由な意思に基づいて制定されたものでないとはいえないとする見解で、これは①マッカーサー総司令部の指示が「命令」でなく「勧告」であったこと。②現行憲法が「押しつけ」られたものとする主張は結局は一種の面目論ないし形式論であること、③現行憲法の内容という点からみれば、この憲法は当時の国民により承認され歓迎されたことは歴史上の事実であり、またその内容は世論調査の示すところによれば国民の感情とも合致していたのであるから、この憲法には国民の自由な意思がよく反映されていると考えられること。④さらに、自主的ということだけでは、このような内容の憲法は出来なかったのであり、占領下という事態において制定されたものであればこそ、このような内容の憲法が可能となったともいえること。⑤マッカーサー元帥のとった措置は、悪意をもってなされたものではなく、主として日本のために天皇制を保持するため、極東委員会に先手を打って既成事実を作ろうとする意図から出たものであること、等々をその理由としてあげるもので、現行憲法は必ずしも日本国民の完全に自由な意思に基づいて制定されたものでないとはいえないとするものの、現行憲法が日本国民の絶対的自由意思に基づいたものであり、占領軍ないし外国の力が、まったく作用していなかったことを主張するものではないが、制定経過における諸要素は、きわめて複雑で、機械的に割り切って判断することは、できなく、自由意思といっても相対的であり、むしろ、当時の国民により現行憲法が支持されたことを論拠としている。要は憲法の生れた形でなく、その内容たる実であり、誰が最初原案を書いたか、ではなく、誰がそれを採用したか、日本国民は支持したか、内容が支持に値するものであったかということに重点を置くものである。この面からは日本国憲法は、優れた憲法というべく、現行憲法は主権の存する国民により制定支持されたという法的根拠を有し、「象徴天皇制」も「国民の総意」により認められたものとして、現行憲法と合せて、これを尊重擁護しようとする立場である。

いまひとつは、現行憲法は、その制定の経過から見て、ほんらい法的に無効であり、または、占領の終了とともに失効しているものであるとするいわゆる「憲法無効論」であり、これは、①およそ占領中には、一国の根本法である憲法の制定はなしえない。②日本国憲法の制定に関しマッカーサー元帥のとった措置は国際法違反である。③日本国憲法は明治憲法改正の限界を越えた変更であったにもかかわらず、「改正」として行なわれたものであるから無効である等々をその論拠としてあげるものであるが、この面からは、現行憲法の規定している「象徴天皇制」についても、法的正当性の無いもの、日本古来の天皇制に反したものとしてこれを無視するものである。

以上敗戦を契機として制定された現行憲法を如何に評価するかに関連して、憲法の規定する「天皇」のとらえ方も変って来ることになるのであるが、もちろん現行憲法の規定には、一切拘束されずに、天皇制そのものに対する批判、評価もあり得るわけである。すなわち、天皇制廃止論から、現在の天皇の権能を更に制限する論、象徴天皇制肯定論、天皇権力強化論、天皇元首化論、更に戦前の国体思想に下づく絶対性天皇制論等まで、あるわけで、それぞれの教師も個人としてのイデオロギー・価値観の相違から、天皇制についての考え方も、まちまちであり得る。また「思想の自由」を絶対的に保障する民主主義社会においては、それで良いのである。

しかし、教師の個人的イデオロギー、価値観に基づく考え方を、そのまま教室に持ちこむことは、公教育、教育の中立性、教育基本法第8条の精神からいって許されることではない。

では、天皇制に関して絶対に教師の個人的見解や評価を教室で表現することは、いけないのかといえ、そうではないのである。すなわち、教師が「天皇」について授業し指導する際、天皇制について説明し、これを解釈し、意味づけるのであるが、同時に機械ならざる人間としての教師には、やゝもすれば、そこに個人的主観や批判や評価までも入りやすいものである。まして、教育的熱情に燃えて、「天皇について」「天皇制について」子供に語りかけ、指導していく場合には、一層、教師の熱意が無意識のうちに、教師の言葉のはしばしや、その雰囲気で天皇制に対する教師の個人的ある種の批判、評価をもしてしまうことになるものである。

このようにして、教師の個人的イデオロギー、価値観が子供の教育の場に持ち込まれるのは、いけない、ことであろうか。たしかに、教育の中立性、教育基本法第8条の精神に反する危険性は大きいのである。しかし、社会科においては、ある事項に関して、批判的思考判断作用が教師にも子供にも必要とされる場合があるのであり、それがまた、社会科の主体的学習の方法でもあるのであるが、この場合でも教師が最初から意図的にするのでなく、また政治的政党的固定の立場からでなく、教師の自由な思考と真面目な探求心と教育的熱情から、無意識のうちに、もたらされたものであるならば、「教師の持味」として、決して、教育上非難さるべきことではないと考える。

更に教師も個人として、国民として、「天皇制に関して」一定の見解、判断、評価を持っている場合、それを絶対教室で、子供の前で表明してはならないことはないのであって、教師も「天皇、あるいは天皇制について、自分はこう考える。」と表明することがあって良いし、その方が又、誠実であり、子供にとっても好感の持ち得る態度といえよう。特に子供から教師の見解を聞かれた場合は、はっきりと答えてやるべきである。ただ、その際、教師の見解の表明が、子供の思考、判断、評価を決定づけ、又それに大きく影響を与えるような方法で表明されるなら、それは教師の個人的、主観的価値の注入ないし強制となって教育の中立性の原則にも反した「偏向教育」にもなることになる場合があるであろう。

従って、この教師の見解の表明は、子供が批判的思考が出来るような発達段階に達していることが前提であり、また子供の判断を決定づけするような形で表明されてはならない。その為には、教師は「先生は天皇制については、こう考えるが、それは一つの立場であって、先生の考えが絶対正しいというわけではない」とか、「参考までに先生の考えを云うが、君らは、それぞれ自由に考えて、判断しなさい」とかの謙虚さと、慎重さが必要である。特に天皇制の如き、重要にして困難な問題については、一つの立場が絶対正しいというような立場や解釈は、なかなか見出し得ない^(※26)のであるから特に慎重な配慮が必要と考える。

注(※26) 細川哲、「政経社教育と公民教育」鳥大教育学部研究報告教育科学第10巻P67参照

以上のような教師の配慮の下に天皇制に関する教師の個人的見解の表明が許されるとしても、敗戦による「八月革命」ともよばれる憲法的変革を無視して、今日でも日本が、いぜんとして昔ながらの国体や天皇制をもっているが如き説をなす者があるが、これらは決して、妥当な態度や見解とはいえないと考える。従って、教師が天皇について取扱い、これを指導する場合、なによりもまず第一に根拠にすべきものは、日本国憲法であり、これを正しく把握し、正しく解釈し、正しく評価するところから出発しなければならない。その際、注意すべきことは、改訂小学校学習指導要領が、社会科の第一「目標」としてあげている「社会生活について正しい理解を深め、民主的な国家・社会の成員として必要な公民的資質の基礎を養う」といふ、又現行中学校学習指導要領社会科の第一目標である「民主主義の諸原則を理解させ、これを日常の生活に正しく生かしていく態度や能力を養う」といっているが如く、一般に戦後の社会科教育（特に公民教育）は「個人の尊厳、基本的人権の尊重を基盤とする新しい民主的な社会の形成を、その究極の目標」としているといわれるのであるが、この社会科の目標である「民主的な国家・社会」「民主主義」というものと「天皇制」とを如何に関係づけ取り扱うかということである。この「民主的」ということが、文字どおり民主主義の名にふさわしい国家・社会を考えているとすれば、天皇制について教えるもっとも重要な観点は天皇制と民主主義とどう関連するかということである。このことは、天皇制について考え、これを評価するに当たって、学問的にも重要であるばかりでなく教育的にも大切な点である。

この点に関して、天皇制は個人の平等の原則に反し、特殊な身分を世襲的に認める家父長的反民主的存在として、これを評価するか、民主主義とも調和したものとして評価するかは、それぞれの見解の分れる点でもあろうが矢部貞治博士はこの点に関して「民主主義、民主制とて完全無欠、万能の制度ではなく、それらにも制度的欠陥があるのであり、それを補正するものとして君主制が、民主制と調和する限りにおいて存在するのは決して反民主的ではない。」としておられるが、その要旨^(※27)は次のようなものである。すなわち、「凡そ人間の制度に完全なものというのではなく、民主政の特質や理念がこうだと云っても、実際の運用は必ずしも、その通りに行なわれるわけではなく、実際には腐敗も墮落も無能も過誤もいくらかもある。一体人間とは複雑で不合理で不完全な矛盾する性情の持ち主であり、政治や制度はそのような人間を基盤としているので、一つや二つの純粋理念を形式論理的、公式論的に無条件に展開していくことでは解決せられないのである。」という意味のことを述べておられるが、たしかに民主制も、その長所の反面、それが容易に愚衆政治、多数横暴の政治に墮し、国家としての統一をみだし、国家意思の決定に不能率で、激情と闘争による混乱と無秩序を伴う恐れのあることは多くの論者の指摘するところでもある。要するに人間の弱さや不完全さに基づく欠点は、どんな制度にも必ず伴うのであるから民主制を絶対万能のもののように考え、それに含まれている理念を絶対的に正しいことのように観じ、一切の批判や反省を拒否するところの浪漫的ないし公式論的な民主主義讚美論は正しくないとの論拠に立つものである。かくして政治と人間と制度の複雑性、相対性、不完全性から民主制の理論を絶対化し、形式公式論的に展開して、それに調和しない一切の要素を排除し、抹殺するという態度は、決して健全な良識ある態度でも、真に政治の理にかなうものでもないことになるのである。かくして矢部博士は「民主制の長所を最大限に發揮せしめながら、その欠陥や短所に対して、できるだけそれを防止し、緩和する要素を、制度そのものの中に具えるだけの用意を必要とする。」として、民主制の基盤の上に、これと調和し得るなら、君主制（天皇制）の長所をも加味することを示唆されている。実際、民主

注（※27）矢部貞治政治学塾草書房1959 P378～384参照

制（民主政）は現実には、政党政治、階級政治となるため、その対立と闘争の中からは、遠心化的解消的分散的傾向が生じるわけで、少くとも国家としての存続^(※28)を維持する為には、これに対して国家の統一の立場より求心化的、統合的な措置が必要になるわけで、これに関しても「民主制の根本に対立するような君主制は許されないが、国民感情と深く結びついた伝統的権威として、党派や階級を超えた国民統合の中立的な象徴としての君主（天皇）は民主制の遠心的傾向に対する求心力として重要な意味を持つものである。」として、人民主権の原理を根拠にして直ちにこのような君主制（天皇制）の意味をも抹殺してしまうのは問題であるとする立場を取っておられると考えられるが、これは、現在の象徴天皇制が民主主義と調和する形において存在すると評価する一つの論拠ともなり、象徴天皇制肯定論ともなるのである。この「天皇制」が民主主義と調和するか、否かについては、憲法第一条の規定する「天皇の地位は主権の存する国民の総意に基く。」とする国民主権主義下の天皇制ということにあるのであるが、この点についての十分な理解が、教師になければ、「天皇制」と「民主主義」との関連や問題点を把握出来ないことになる。

いずれにしても、天皇制に関して、正しく教え、指導することは、公教育を担当する教師の義務であり、これをさけて通ることも、間違って指導することも許されないし、教師の個人イデオロギーや価値観を意図的に教室で児童生徒に注入・宣伝することも許されるものではない。従って、それにはまず、憲法の精神や規定を正しく理解するとともに、敗戦という厳然たる事実を直視して、戦後新しい日本が、いかにして誕生したかを徹底的に検討し、これを正確に把握することが必要である。これらを無視して「天皇制」を単なる観念論や感情論で取扱い、或は形式論的の拘り定規な解釈により律することも妥当ではないのである。かくして「天皇」の取扱いは極めて困難であるが、教師の十分な研究と、徹底した理解の上立って適切な教育・指導が行なわれる必要があることを特に感ずるものである。

参 考 文 献

- | | | | |
|---------------|--------------------|----------|------|
| 1. 船山謙次 | 社会科論史 | 東洋館出版 | 1963 |
| 2. 長洲一二編 | 社会科教育大系 | 三一書房 | 1961 |
| 3. 文部省 | 中学校社会指導書 | 実教出版 | 1963 |
| 4. 吉本正樹 | 社会科の教育 | 法政大出版局 | 1965 |
| 5. 平田喜三 | 社会科教育 | 帝国地方行政学会 | 1965 |
| 6. 鈴木竹雄編 | 註解日本国憲法 | 有斐閣 | 1951 |
| 7. 清宮四郎編 | 憲法演習 | 有斐閣 | 1967 |
| 8. 海老原治善 | 現代日本教育政策史 | 三一書房 | 1968 |
| 9. 内海巖 | 政経社指導の研究と実践 | 葵書房 | 1962 |
| 10. 矢部貞治 | 政治学 | 勁草書房 | 1959 |
| 11. 法律時報 | 8月号臨時増刊(通巻第419号) | 日本評論社 | 1964 |
| 12. 高橋早苗 | 小学校学習指導要領の展開(社会科編) | 明治図書 | 1968 |
| 13. 日本社会科教育学会 | 初等社会科の基礎研究 | 葵書房 | 1966 |
| 14. 生江義男 | 政・経・社の指導 | 雄山閣出版 | 1962 |

注(※28) 現在の世界史的段階、国際政治的現実からは急には国家の解消がなされることはない、のではなからうか。

15. 奥田真丈 新しい中学校教育課程 大日本図書 1968
16. 宮沢俊義 八月革命と国民主権主義 世界文化 1946

Summary

After the war the education of my country has democratized, and has excluded the militarism, totalitarianism and ultranationalism from the prewar education, and has practised under the new education doctrine. Moreover the education doctrine of the absolutism of the Tenno system (the Emperor system of Japan) is denied, and the criticism and valuation of the tenno has become free. But on the contrary as the result the treatment of the tenno in the education has become difficult. In order to educate the right education about the Tenno, first of all we must start from the right understanding of the spirit of constitution.

(1969年10月30日受理)

